

## 改訂意匠審査基準（第 1 1 部第 1 章及び第 2 章）（案）

### 第 1 1 部 国際意匠登録出願

#### 第 1 章 意匠登録出願とみなされる国際出願

##### 111 関連条文

意匠法：第 6 条、第 6 0 条の 6

意匠法施行規則：第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条

##### 111.1 意匠法第 6 0 条の 6 の規定

意匠法第 6 0 条の 6 第 1 項は、我が国を、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ジュネーブ改正協定」という。）第 1 条(xix)に規定する指定締約国（以下「指定締約国」という。）とするジュネーブ改正協定第 1 条(vii)に規定する国際出願（以下「国際出願」という。）であって、ジュネーブ改正協定第 1 0 条(3)(a)の規定による公表（以下「国際公表」という。）がされたものを、ジュネーブ改正協定第 1 0 条(2)に規定する国際登録の日（以下「国際登録の日」という。）に我が国に出願された意匠登録出願とみなす旨を規定している。また、本条第 2 項は、ジュネーブ改正協定第 5 条(4)の規定に基づき二以上の意匠を含む国際出願については、国際登録の対象である意匠ごとにされた意匠登録出願とみなす旨を規定している（以下、これらの規定により意匠登録出願とみなされた国際出願を「国際意匠登録出願」という。）。

本条第 3 項及び第 4 項は、ジュネーブ改正協定第 1 4 条(1)に、国際登録は、国際登録の日から指定締約国における正規の出願と少なくとも同一の効果を有する旨が規定されていることから、国際意匠登録出願を我が国の意匠登録出願として手続をするために必要な事項として、国際登録簿に記録された事項に関し、意匠法第 6 条第 1 項に規定する願書の記載事項及び図面の記載事項とみなす旨を規定している。

##### 111.2 国際意匠登録出願の審査における適用法

ジュネーブ改正協定は、ジュネーブ改正協定並びにその下位規則であるハーグ協定共通規則及びハーグ協定に係る出願のための実施細則（以下、これらを合わせて「ハーグ協定関連規則類」という。）において、国際出願及び国際登録に係る手続について直接規定する一方、同協定に基づき指定された締約国の官庁が、自国の法令に基づく保護の付与のための条件（出願の形式又は記載事項に関する要件を除く。）を満たしていない場合に国際登録の効果を拒絶することができる旨を規定している（ジュネーブ改正協定第 1 2 条(1)）。

よって、国際意匠登録出願についての審査は、我が国特許庁に対してなされた意匠登録出願（以下「国内出願」という。）と同様、我が国の法令の規定に基づき行う必要がある。

## 第 2 章 国際意匠登録出願に係る意匠の認定

## 112.1 国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対応関係

意匠法第 6 条第 1 項各号の規定により意匠登録出願の願書に記載すべき事項については、意匠法第 60 条の 6 第 3 項の規定に従い、国際登録簿に記録された所定の事項を、意匠登録出願の願書に記載すべき事項として取り扱う（表 1）。

意匠法第 6 条第 1 項各号に定める以外の願書に記載すべき事項については、国際意匠登録出願は我が国の意匠登録出願とみなされたものであることから、当該国際意匠登録出願に係る国際登録簿に記録された事項のうち意匠法上に具体的な対応関係が明示的に規定されていない事項についても、意匠登録出願の願書に記載すべき事項に相当するものとして取り扱う（表 2）。

また、我が国において意匠登録を受けようとする者は、意匠法第 6 条第 1 項各号列記以外の部分の規定により、願書に「意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面」を添付する必要があるが、意匠法第 60 条の 6 第 4 項は、国際意匠登録出願に係る「国際登録簿に記録された意匠」を第 6 条第 1 項の規定により提出した図面に記載された「意匠登録を受けようとする意匠」とみなす旨を規定していることから、国際意匠登録出願の場合には、国際登録簿に記録された意匠を記載した図面、すなわち「国際登録簿に記録された意匠の複製物」を、「意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面」に相当するものとして取り扱う（表 3）。

[表 1] 意匠法第 60 条の 6 第 3 項に規定された事項の対応関係

国際登録簿に記録された事項	意匠登録出願の願書の記載事項
国際登録の対象である意匠を構成する一若しくは二以上の製品又は国際登録の対象である意匠が使用されることとなる一若しくは二以上の製品 (ジュネーブ改正協定第 5 条(1)(iv))	【意匠に係る物品】
国際登録名義人の氏名又は名称及びその住所 (ジュネーブ改正協定第 5 条(1)(ii)、ハーグ協定共通規則第 7 規則(3)(i)及び(ii)、同第 8 規則(2)(ii))	【意匠登録出願人】の氏名又は名称及び住所又は居所
国際登録の対象である意匠の創作をした者の氏名及びその住所 (ジュネーブ改正協定第 5 条(1)(vii)、ハーグ協定共通規則第 11 規則(1))	【意匠を創作した者】の氏名及び住所又は居所

[表 2] 意匠法第 6 条第 1 項に定める以外の事項の対応関係

国際登録簿に記録された事項	意匠登録出願の願書の記載事項
出願の対象である意匠の複製物又は特徴についての簡潔な説明	【意匠の説明】又は 【意匠に係る物品の説明】

(ジュネーブ改正協定第 5 条(2)(b)(ii))	※国際意匠登録出願においては、これらの区別なく、いずれも【意匠の説明】の欄に記載される。
本出願若しくは本登録又は本意匠の表示 (ジュネーブ改正協定第 5 条(1)(vii)、ハーグ協定共通規則第 7 規則(5)(f)、ハーグ協定実施細則第 407 節(a))	【本意匠の表示】
新規性喪失の例外に関する宣言 (ジュネーブ改正協定第 5 条(1)(vii)、ハーグ協定共通規則第 7 規則(5)(f)、細則第 408 節(c)(i))	【特記事項】の欄の「意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願」の記載
先の出願の優先権を主張する旨の申立て (ジュネーブ改正協定第 6 条(a)、ハーグ協定共通規則第 7 規則(5)(c))	【パリ条約による優先権等の主張】

[表 3] 意匠の複製物と図面との対応関係

国際登録簿に記載された意匠の複製物 (共通規則第 15 規則(2)(ii))	意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面
---	-----------------------

以下、国際意匠登録出願において、意匠法第 6 条第 1 項等の規定により提出した願書に記載されたと認められるものを「国際意匠登録出願に係る願書の記載」、意匠法第 6 条第 1 項の規定により提出した図面に記載されたと認められるものを「国際意匠登録出願に係る図面の記載」という。

## 112.2 国際意匠登録出願に係る意匠の認定

国際意匠登録出願に係る意匠の認定は、国際意匠登録出願の願書及び図面の記載に関する上記取扱いに留意しつつ、国内の意匠登録出願に係る意匠の認定（第 1 部「願書・図面」第 2 章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照）の基準を適用して行う。

なお、国際意匠登録出願に係る願書の記載に関しては、英語で表記された記載に基づいて認定を行う。